



10月から消費税・地方消費税は10%へ。

2019年10月1日から消費税と地方消費税を合わせた税率が
10%(うち、地方消費税率2.2%)になります。

引上げと同時に、軽減税率制度が実施されます。

「酒類・外食を除く飲食料品」、「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」には、軽減税率(8%)が適用されます。

軽減税率対象品目の取扱い(販売)が無い事業者の方も含め、
全ての事業者の方に関係があります。準備はお済みでしょうか。

軽減税率制度に対応したレジの導入等について国の支援があります。

補助事業の詳細は軽減税率対策補助金事務局へ 0120-398-111

※独立行政法人中小企業基盤整備機構の設置する回線です。

知っていますが、
地方消費税。

地方自治体の貴重な財源として、
住民に身近な行政に生かされています。

引上げ分の地方消費税収は、全て地方自治体による
社会保障のための経費に充てられます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁について、ご存じですか？

消費税・地方消費税の円滑かつ適正な転嫁にご理解とご協力をお願いします。
また、政府において、事業者の皆さんの参考として『消費税率の引上げに伴う
価格設定について(ガイドライン)』を公表しています。

転嫁対策の概要やガイドラインのURLは <https://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html>